

平成26年7月18日  
会 計 検 査 院

下記のとおり、会計検査院職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

会計検査院としては、日頃から職員に対して服務規律の遵守等の徹底について周知しているところですが、このような不祥事を再び起こさないよう、服務規律の遵守の徹底とともに、モラルの向上にも注力してまいります。

1 事案の概要

被処分者は、26年5月、酩酊状態で帰宅途上、JR大崎駅構内においてホーム上で寝ていた乗客のリュックサックを窃取したとして、窃盗容疑で逮捕され送検された。

2 処分量定

停職1月

3 処分年月日

平成26年7月18日

4 被処分者の所属等

会計検査院事務総局(男 係長級)

(問い合わせ先)

事務総長官房 人事課長 宮内

担当：監察官 佐々木

代表 03(3581)3251 (内)2382

直通 03(3581)8121